

改 正 案	現 行
<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)第一号、障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第●●●号)第一号及び障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第●●●号)第一号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価(以下「一単位の単価」という。)</p> <p>一)は、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等、生活介護、短期入所、自立訓練及び障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス(法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。)、法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援(以下「指定地域相談支援」という。)並びに法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援(以下「指定計画相談支援」という。)</p> <p>二)については十円、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスについては八・五円に次の表の上欄に掲げる法第三十六条第一項に規定するサービス事業所、法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等、法第五十一条の十九第一項に規定する一般相談支援事業所又は法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下</p>	<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)第一号、障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十四号)第一号及び障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号)第一号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価は、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等、生活介護、児童デイサービス、自立訓練及び障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス(法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。)、法第三十二条第一項に規定する指定相談支援(以下「指定相談支援」という。)並びに法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援については十円、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスについては八・五円に次の表の上欄に掲げる法第三十六条第一項に規定するサービス事業所、法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等、指定相談支援の事業を行う事業所又は法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>

欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一級地							地域区分			
共同生活介護	共同生活援助	施設入所支援	生活介護	計画相談支援 地域相談支援	短期入所 重度障害者等包括支援	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	就労移行支援 自立訓練 就労移行支援	就労継続支援	サービス種類	割合
千分の千百九	千分の千百八	千分の千八十九	千分の千八十二			千分の千八十一	千分の千八十	千分の千七十七		

特別区							地域区分			
旧身体障害者通所授産施設において行う 身体障害者通所授産施設に 旧身体障害者授産施設支援 (旧指定特定 身体障害者通所授産施設に 旧身体障害者授産施設支援 旧身体障害者更生施設支援 生活介護	旧身体障害者授産施設支援 (旧指定特定 身体障害者通所授産施設に 旧身体障害者授産施設支援 旧身体障害者更生施設支援 生活介護	旧身体障害者授産施設支援 (旧指定特定 身体障害者通所授産施設に 旧身体障害者授産施設支援 旧身体障害者更生施設支援 生活介護	旧身体障害者授産施設支援 (旧指定特定 身体障害者通所授産施設に 旧身体障害者授産施設支援 旧身体障害者更生施設支援 生活介護	旧身体障害者授産施設支援 (旧指定特定 身体障害者通所授産施設に 旧身体障害者授産施設支援 旧身体障害者更生施設支援 生活介護	旧身体障害者授産施設支援 (旧指定特定 身体障害者通所授産施設に 旧身体障害者授産施設支援 旧身体障害者更生施設支援 生活介護	旧身体障害者授産施設支援 (旧指定特定 身体障害者通所授産施設に 旧身体障害者授産施設支援 旧身体障害者更生施設支援 生活介護	旧知的障害者通所授産施設 就労継続支援	旧知的障害者通所授産施設 就労継続支援	サービス種類	割合
千分の千七十五	千分の千七十三			千分の千七十二	千分の千七十一	千分の千七十	千分の千六十八	千分の千四十八		

				二級地	
生活介護	計画相談支援 地域相談支援 重度障害者等包括支援 短期入所 行動援護 同行援護 重度訪問介護	居宅介護 就労移行支援	自立訓練 就労移行支援	就労継続支援	
千分の千六十九		千分の千六十八	千分の千六十六	千分の千六十四	

										特甲地		
児童デイサービス	行動援護 同行援護 重度訪問介護 居宅介護	就労移行支援	自立訓練	身体障害者入所授産施設において行う場合)	就労継続支援 旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定)	旧知的障害者通勤寮支援	共同生活介護	共同生活援助	障害者通所更生施設において行う場合)	旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者入所更生施設において行う場合) 旧知的障害者授産施設支援	旧身体障害者療護施設支援 旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的)	施設入所支援
	千分の千六十	千分の千五十九	千分の千五十七	千分の千四十九	千分の千四十八	千分の千九十八	千分の千九十七	千分の千八十六	千分の千八十八	千分の千八十八	千分の千七十九	

四級地		三級地								
就労継続支援	共同生活介護	共同生活援助	施設入所支援	生活介護	計画相談支援 地域相談支援 重度障害者等包括支援 短期入所 行動援護 同行援護 重度訪問介護 居宅介護	就労移行支援 自立訓練	就労継続支援	共同生活介護	共同生活援助	施設入所支援
千分の千五十七	千分の千八十五	千分の千八十四	千分の千六十九	千分の千六十四		千分の千六十二	千分の千六十	千分の千九十一	千分の千九十	千分の千七十四

甲地										
就労継続支援 旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定 身体障害者入所授産施設において行う	旧知的障害者通勤寮支援	共同生活介護	共同生活援助	旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的 障害者通所更生施設において行う場合)	旧知的障害者授産施設支援	施設入所支援	旧身体障害者療護施設支援 旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的 障害者入所更生施設において行う場合)	旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定 身体障害者通所授産施設において行う 場合)	生活介護 旧身体障害者更生施設支援	短期入所 重度障害者等包括支援 相談支援
千分の千三十四	千分の千二十四	千分の千八十一	千分の千八十	千分の千七十二		千分の千六十六	千分の千六十七	千分の千六十二	千分の千六十一	

五級地																	
自立訓練 就労移行支援	千分の千五十九	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 短期入所 重度障害者等包括支援 地域相談支援 計画相談支援	千分の千六十一	生活介護	千分の千六十一	施設入所支援	千分の千六十六	共同生活援助	千分の千八十一	共同生活介護	千分の千八十一	就労継続支援	千分の千五十一	自立訓練 就労移行支援	千分の千五十三	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	千分の千五十四

自立訓練 就労移行支援	千分の千三十五	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 児童デイサービス 短期入所 重度障害者等包括支援 相談支援	千分の千三十六	旧身体障害者更生施設支援	千分の千三十七	旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定 身体障害者通所授産施設において行う 場合)	千分の千三十七	施設入所支援 旧身体障害者療護施設支援 旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的 障害者入所更生施設において行う場合) 旧知的障害者授産施設支援	千分の千四十	旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的 障害者通所更生施設において行う場合)	千分の千四十三	共同生活援助	千分の千四十八
----------------	---------	--	---------	--------------	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--------	---------

六級地										
施設入所支援	生活介護	計画相談支援 地域相談支援 重度障害者等包括支援	短期入所 行動援護 同行援護 重度訪問介護 居宅介護	就労移行支援	自立訓練	就労継続支援	共同生活介護	共同生活援助	施設入所支援	生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 地域相談支援 計画相談支援
千分の千五十	千分の千四十六		千分の千四十五	千分の千四十四	千分の千四十三	千分の千七十二	千分の千七十三	千分の千七十二	千分の千五十九	千分の千五十五

乙地								
施設入所支援 旧身体障害者療護施設支援 旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的)	旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者通所授産施設において行う場合)	旧身体障害者更生施設支援	就労移行支援 相談支援 自立訓練 短期入所 重度障害者等包括支援	児童デイサービス 生活介護 行動援護 同行援護 居宅介護 重度訪問介護	共同生活介護	就労継続支援 旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合)	旧知的障害者通勤寮支援	共同生活介護
千分の千二十	千分の千十九			千分の千十八		千分の千十七	千分の千十二	千分の千四十九

八級地		七級地									
自立訓練	就労継続支援	共同生活介護	共同生活援助	施設入所支援	生活介護	計画相談支援 地域相談支援 重度障害者等包括支援 短期入所 行動援護 同行援護 居宅介護 重度訪問介護	就労移行支援	自立訓練	就労継続支援	共同生活介護	共同生活援助
千分の千三十五	千分の千三十四	千分の千五十七	千分の千五十六	千分の千四十六	千分の千四十三		千分の千四十二	千分の千四十一	千分の千四十	千分の千六十一	千分の千六十

	共同生活介護	共同生活援助	旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合)	障害者入所更生施設において行う場合) 旧知的障害者授産施設支援
	千分の千二十四	千分の千二十三	千分の千二十二	

九級地										
就労移行支援	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 短期入所	就労移行支援	自立訓練 就労移行支援	就労継続支援	共同生活介護	共同生活援助	施設入所支援	生活介護	生活介護	就労移行支援 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 短期入所 重度障害者等包括支援 地域相談支援 計画相談支援
	千分の千三十二		千分の千三十一	千分の千三十	千分の千四十九	千分の千四十八	千分の千四十	千分の千三十七		千分の千三十六



十級地									
共同生活介護 共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援 地域相談支援 重度障害者等包括支援 短期入所 生活介護 行動援助 同行援助 重度訪問介護 居宅介護	就労移行支援	自立訓練 就労移行支援	就労継続支援	共同生活介護	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援 地域相談支援 重度障害者等包括支援
千分の千三十八	千分の千三十一		千分の千二十九	千分の千二十八	千分の千二十七	千分の千四十三	千分の千四十二	千分の千三十五	

十二級地		十一級地					
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 自立訓練	就労継続支援	就労継続支援	共同生活介護	施設入所支援	自立訓練 就労移行支援 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 地域相談支援 計画相談支援	就労継続支援	自立訓練
	共同生活援助	共同生活介護	共同生活介護	共同生活介護		就労移行支援	就労移行支援
	共同生活援助	共同生活介護	共同生活介護	共同生活介護		就労移行支援	就労移行支援
	共同生活援助	共同生活介護	共同生活介護	共同生活介護		就労移行支援	就労移行支援
	共同生活援助	共同生活介護	共同生活介護	共同生活介護		就労移行支援	就労移行支援
	共同生活援助	共同生活介護	共同生活介護	共同生活介護		就労移行支援	就労移行支援
	千分の千十七	千分の千十七	千分の千三十	千分の千二十五		千分の千二十三	千分の千二十二
	千分の千十八	千分の千十七	千分の千三十	千分の千二十五		千分の千二十三	千分の千二十一

十四級地					十三級地			
自立訓練 就労移行支援	共同生活介護 共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援 地域相談支援 就労移行支援 自立訓練 重度障害者等包括支援 短期入所 生活介護 行動援護 同行援護 重度訪問介護 居宅介護	就労継続支援	共同生活介護 共同生活援助	施設入所支援	就労移行支援 地域相談支援 計画相談支援	
千分の千十三	千分の千二十	千分の千十七		千分の千十五	千分の千十四	千分の千二十四	千分の千二十	

十五級地	就労継続支援 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 地域相談支援 計画相談支援	共同生活介護 共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援 地域相談支援 重度障害者等包括支援	就労継続支援

十六級地	施設入所支援 共同生活介護 共同生活援助	千分の千十
自立訓練 就労移行支援 就労継続支援		千分の千四
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 地域相談支援 計画相談支援		千分の千五
共同生活介護 共同生活援助		千分の千六
その他	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援	千分の千
丙地		
	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 児童デイサービス 短期入所	千分の千

二級地			一級地	地域区分	二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。	共同生活介護 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 共同生活援助 地域相談支援 計画相談支援
大阪府	神奈川県	東京都	東京都	都道府県		
大阪市、守口市	鎌倉市	武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市	特別区	地域		

特甲地			特別区	地域区分	二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。	重度障害者等包括支援 共同生活介護 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 共同生活援助 相談支援 旧身体障害者更生施設支援 旧身体障害者療護施設支援 旧身体障害者授産施設支援 旧知的障害者更生施設支援 旧知的障害者授産施設支援 旧知的障害者通勤寮支援
愛知県	神奈川県	東京都	東京都	都道府県		
名古屋市	横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、逗子市	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市	特別区	地域		

六級地		五級地		四級地				三級地						
大阪府	埼玉県	大阪府	神奈川県	兵庫県	大阪府	京都府	神奈川県	東京都	兵庫県	大阪府	愛知県	神奈川県	東京都	兵庫県
高石市	さいたま市	岸和田市、忠岡町	逗子市	神戸市、尼崎市	堺市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市、東大阪市	京都市	横須賀市	三鷹市、小金井市	西宮市、宝塚市	吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市	名古屋市	横浜市、川崎市	八王子市、立川市、府中市、調布市	芦屋市

乙地				甲地									
埼玉県	茨城県	宮城県	北海道	福岡県	兵庫県	大阪府	神奈川県	千葉県	埼玉県	兵庫県	大阪府	京都府	
谷市、岩槻市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞	つくば市	仙台市	札幌市、小樽市	福岡市、北九州市	伊丹市	泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、和泉市、高石市	葉山町	千葉市	さいたま市	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市	大阪市、堺市、豊中市、岸和田市、池田市、八尾市、寝屋川市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、箕面市、東大阪市、忠岡町	京都市	

十級地	九級地						八級地			七級地			
千葉県	福岡県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	茨城県	兵庫県	大阪府	神奈川県	東京都	埼玉県	福岡県	千葉県
市川市、松戸市、習志野市、四街道市	北九州市	海老名市	昭島市、小平市、日野市	船橋市、浦安市	志木市	つくば市	伊丹市	市、門真市 泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、和泉	厚木市、葉山町	福生市、清瀬市	和光市	福岡市	千葉市

和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	愛知県	静岡県	神奈川県	東京都	千葉県	
和歌山市	奈良市、大和郡山市、生駒市	姫路市、明石市、川西市	松原市、大東市、摂津市、藤井寺市、交野市、 四条畷市、羽曳野市、門真市、柏原市	宇治市、向日市、長岡京市	大津市	岡崎市	静岡市、熱海市、伊東市	平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原 市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老 名市、座間市、綾瀬市、寒川町	青梅市、昭島市、小平市、日野市、東村山市、 福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵 村山市、あきる野市	市川市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市、浦 安市、四街道市、八千代市	市、志木市、和光市、新座市、富士見市、上福 岡市、大井町、三芳町



十一級地													
大阪府	京都府	静岡県	神奈川県	千葉県	埼玉県	茨城県	宮城県	広島県	奈良県	大阪府	滋賀県	神奈川県	東京都
松原市、羽曳野市、藤井寺市、	宇治市	静岡市	平塚市、伊勢原市、寒川町	成田市、柏市、八千代市、印西市	川越市、川口市、所沢市、狭山市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	取手市	仙台市	広島市、府中町	奈良市、大和郡山市	大東市、摂津市	大津市	相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、座間市、綾瀬市	青梅市、東村山市、東久留米市、あきる野市

長崎県	福岡県	山口県	広島県	岡山県
長崎市	久留米市、飯塚市	下関市	広島市、府中町	岡山市

													十二級地	
長崎県	福岡県	岡山県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	愛知県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	北海道	兵庫県
長崎市	飯塚市	岡山市	和歌山市	天理市、生駒市	姫路市、明石市	柏原市、四條畷市、交野市	向日市、長岡京市	岡崎市、刈谷市、豊田市	小田原市、三浦市	東大和市、武蔵村山市	袖ヶ浦市	草加市	札幌市	川西市

			十四級地										十三級地
福岡県	山口県	静岡県	北海道	奈良県	大阪府	滋賀県	三重県	愛知県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	茨城県
久留米市（旧田主丸町、旧北野町、旧城島町、旧三瀨町を除く。）	下関市（旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町、旧豊北町を除く。）	熱海市、伊東市	小樽市	川西町	島本町	草津市	鈴鹿市	豊明市	愛川町	羽村市、日の出町、檜原村	富津市	鶴ヶ島市	水戸市、土浦市、石岡市、守谷市

十五級地											
京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	山梨県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	栃木県	茨城県
亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、南丹市、久御山町、宇治田原町	守山市、栗東市、野洲市	津市、四日市市	瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市、尾張旭市、長久手町	沼津市、御殿場市	甲府市	秦野市、山北町、清川村	奥多摩町	木更津市、茂原市、佐倉市、市原市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、白井市、長柄町、長南町	行田市、飯能市、加須市、東松山市、羽生市、入間市、三郷市	宇都宮市	日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市、那珂市、大洗町、東海村、阿見町

十六級地									
東京都	千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	宮城県	奈良県	兵庫県	大阪府
瑞穂町	野田市、東金市、流山市、八街市、富里市、山武市、酒々井町、栄町、大網白里町	熊谷市、春日部市、鴻巣市、深谷市、上尾市、桶川市、久喜市、八潮市、蓮田市、坂戸市、幸手市、日高市、吉川市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、宮代町、白岡町、杉戸町、松伏町	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、渋川市、みどり市、榛東村、玉村町、千代田町、大泉町	栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、下野市、壬生町、野木町	結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、稲敷市、桜川市、つくばみらい市、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町	名取市、多賀城市、村田町、七ヶ浜町、利府町	大和高田市、橿原市、御所市	三田市、猪名川町	河内長野市、大阪狭山市、豊能町、千早赤阪村

愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	福井県	石川県	富山県	神奈川県
豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、安城市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、知立市、高浜市、岩倉市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、幸田町	浜松市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、裾野市、湖西市、函南町、清水町、長泉町、小山町、川根本町、森町	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、海津市、岐南町、笠松町、坂祝町	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、大町市、下諏訪町、筑北村	身延町、南部町、富士河口湖町	福井市	金沢市	富山市、南砺市	二宮町、中井町、大井町、箱根町

福岡県	香川県	山口県	広島県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、那珂川町、宇美町、志免町、須恵	高松市	岩国市、周南市	太田町 呉市、廿日市市、海田町、熊野町、坂町、安芸	橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町	桜井市、五條市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、田原本町、曾爾村、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町	加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町	泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町	木津川市、井手町、笠置町、精華町、南山城村	彦根市、長浜市、米原市、多賀町、高島市、甲賀市	桑名市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、朝日町、川越町

その他	全ての都道府県	一級地から十六級地まで以外の地域		佐賀県	佐賀市	町、久山町、粕屋町
<p>備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成二十四年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。</p> <p>三 前二号にかかわらず、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第6の1のハ及び第10の1のホを算定する場合における一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第●●●号）第一号（同号の表の中欄に掲げる支援の種類は、障害児入所支援に係る部分に限る。）から第三号までの規定を準用する。</p>						
丙地	すべての都道府県	特別区、特甲地、甲地及び乙地以外の地域				
<p>備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成十五年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。</p>						